

令和6年

11月1日

施行

# 道路交通法改正のポイント

## 自転車の危険な行為である 「酒気帯び運転」と、 「携帯電話使用等」に罰則が新設

酒気帯び運転の禁止

携帯電話使用等の禁止

「酒酔い運転」に加え、  
罰則対象外だった「酒気帯び運転」も罰則対象に

(法第117条の2の2  
及び第117条の3の2関係)

罰則 3年以下の懲役  
または50万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転を  
幇助した者にも罰則が適用!

車両の提供

罰則 3年以下の懲役  
または50万円以下の罰金

酒類提供・依頼して同乗

罰則 2年以下の懲役  
または30万円以下の罰金

都道府県公安委員会規則での禁止を、  
新たに道交法上で一律に禁止し罰則を強化

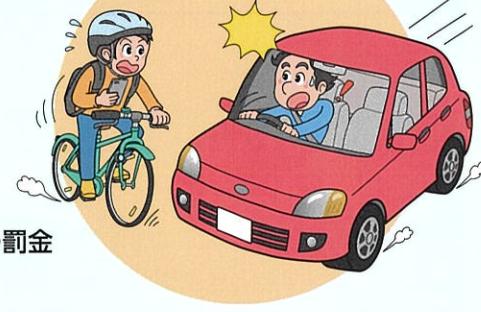
(法第71条関係)

走行中、携帯電話等を手で持つて通話したり、画像を注視すると、  
携帯電話使用等(保持)

罰則 6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し  
交通事故を起こすなどすると、  
携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金



## 原動機付自転車等の「運転」が明確に

(法第2条関係)

原動機に加えペダルを備える車両の運転が、原動機付自転車や自動車の運転に該当することを  
明らかにすることで、「自転車だと思っていた」「免許が必要だと知らなかった」などの誤解をなくし、  
ルール違反を抑止します。

ペダル付き原動機付自転車  
(いわゆる「モペット」)は…  
自転車ではなく  
**一般原付等**です

モーターを作動させずにペダルを  
用いて、人の力のみで走行させた  
場合でも、一般原動機付自転車ま  
たは自動車にあたるため、区分に  
応じた交通ルールを守らなければ  
なりません。



※見た目が似ている「電動アシスト自転車」は、人の力を補うために基  
準を満たした原動機を用いて走行する「自転車」です。(車体の大きさ  
や構造が内閣府令で定める基準を満たすことで普通自転車として扱われます)  
ペダル付き原動機付自転車とは別の乗り物なので注意。

公道を走行するためには…

- 運転免許が必要
- ブレーキランプ、ウインカー、  
バックミラー等の備え付け
- ナンバープレートの  
取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険  
(共済)への加入
- 乗車用ヘルメットの  
着用
- 車両区分に合った  
交通ルールの遵守

# 自転車運転者講習の対象となる行為に

改正道路交通法施行令  
令和6年11月1日施行

## 「酒気帯び運転」と

## 「携帯電話のながら運転」が追加!

※赤枠で囲んだ 13 と 15 が今改正で追加された項目です。

(道路交通法施行令第41条の3第2項関係)



## 「自転車運転者講習」受講義務の対象となる 16 の自転車危険行為



上記の危険な行為を  
過去3年以内に2回以上摘発されると…  
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

命令を受けてから、3カ月以内の  
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!  
講習(受講者の特性に応じ)は3時間  
※講習手数料の標準額は6,000円



※上記の「法」とは「道路交通法」のことです。

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも!  
万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。

自転車の基本的なルール  
「自転車安全利用五則」を  
確認してみましょう。▶▶▶

